

申込について

入居対象者

原則、要介護3以上に認定された方で常時介護を必要とし、かつ居宅において継続して介護を受けることが困難な方

※厚生労働省は平成27年4月からの特別養護老人ホームの入居要件案を以下のように示しています。

- 原則、特養への新規入居者を要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化（既入居者は除く）
- 軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下、特例的に、入居を認める
【特例的に入居が必要と認められる要件の案】
- ◆ 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難
- ◆ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に困難
- ◆ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難
- ◆ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難

※常時の医療管理（インシュリン・胃ろう・在宅酸素・ストマー（人工肛門）・バルーン（尿道カテーテル）等）が必要な場合につきましては、ご入居が難しい場合があります。

提出いただく書類

1. 入居申込書（標準様式1）
2. 入居申込みに係る同意書
3. 入居選考調査票（標準様式2）
4. 介護保険被保険者証（写し）
5. 介護保険負担限度額認定証の写し（お持ちの方のみ）
6. 直近3ヶ月分のサービス利用表及び別表（写し） ※在宅サービスを利用されている方のみ
7. 介護保険要介護認定調査票基本調査票（写し）
8. 医療状況が分かるもの（写し） ※健康診断書は申込の際には必要ありません

※すべての書類が揃っていない場合は、再度ご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※すでに病院、施設等に入院(居)されておりサービス利用票がない場合は提出する必要がありません。

※直接ご持参頂くか、郵送にてお申込ください。

※書類提出後に、要介護度の変更や入院・入居など、ご本人の状態が変わった場合はお知らせ下さい。

入居の流れ



提出書類チェックリスト

	提出していただく書類	ご家族	ケアマネ
<input type="checkbox"/>	入居申込書（標準様式1）	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家族さまが記入して下さい。 ・表裏の記入が必要です。 ・表面の「申込者連絡先」は、入居の確認・可能となった際の連絡先ですので、日中連絡がとれる番号を記入してください。 ・「主たる介護者の状況」の欄は、出来る限り詳しくご記入ください。 		
<input type="checkbox"/>	入居申込みに係る同意書	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「同意欄」は入居申込者の氏名をご記入ください。 		
<input type="checkbox"/>	入居選考調査票（標準様式2）		○
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当ケアマネジャーが記入しますのでお渡しください。 ・入院または施設に入っておられる方は、施設の相談員へお渡しください。 		
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証の写し	○	
<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証の写し（お持ちの方のみ）	○	
<input type="checkbox"/>	直近3ヶ月分のサービス利用票および別表の写し ※在宅サービスを利用されている方のみ		○
<input type="checkbox"/>	介護保険要介護認定調査票（写し）		○
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定を受けた際の「介護認定調査票」の写しをご準備ください。 ・担当ケアマネジャーがない方はご相談ください 		
<input type="checkbox"/>	医療状況が分かるもの（主治医意見書など）の写し 『健康診断書』は申し込みの際には必要ありません。入居が確定する際に提出をお願いします。		○
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定を受けた際の「主治医意見書」の写しをご準備ください。 ・担当ケアマネジャーがない方はご相談ください 		